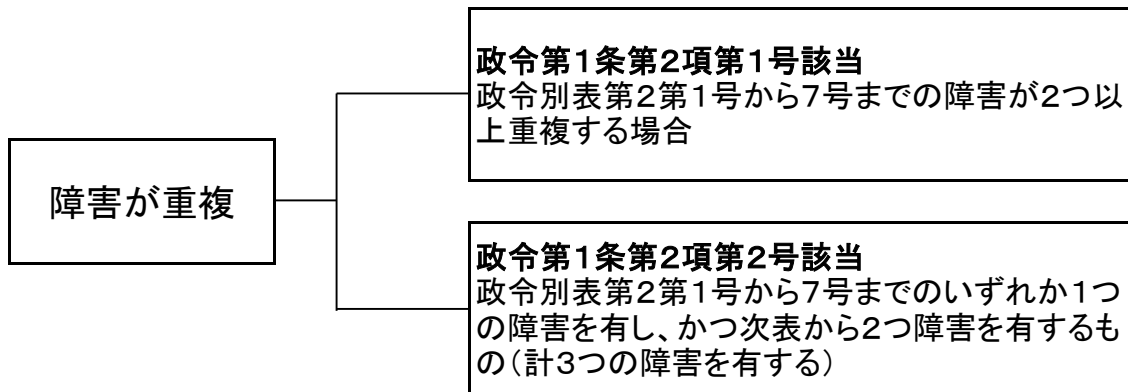
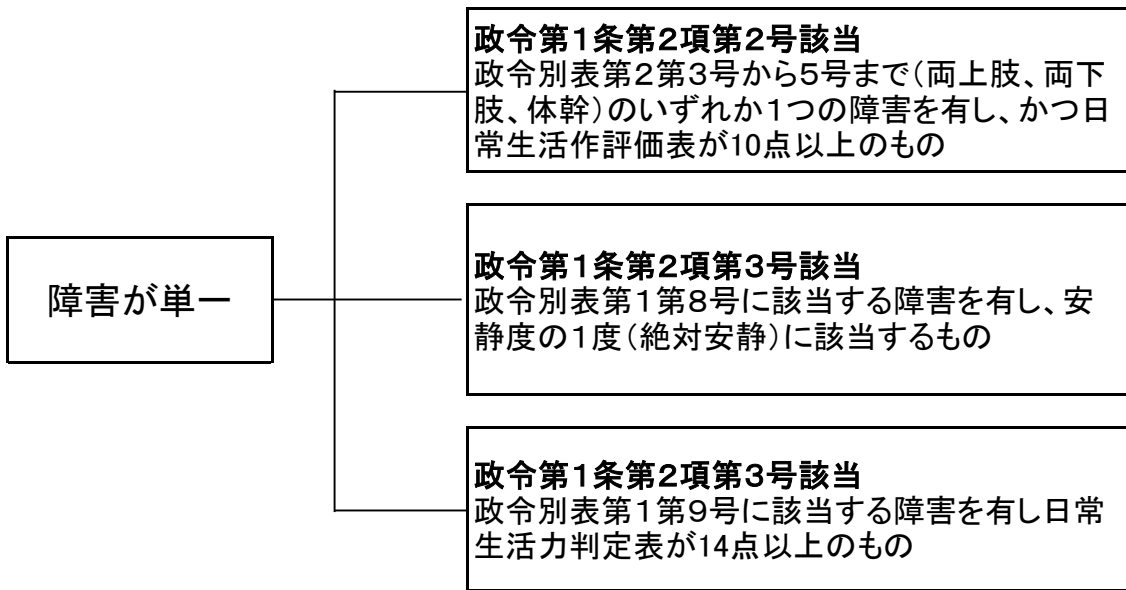


特別障害者手当認定基準



次表

- 1 両目の視力の和が0.05以上0.08以下
- 2 両耳の聴力レベルが90デシベル以上
- 3 平衡機能に極めて著しい障害
- 4 そしゃく機能を失ったもの
- 5 音声又は言語機能を失ったもの
- 6 両上肢のおや指及びひとさし指の機能全廃又は欠くもの
- 7 1上肢の機能に著しい障害、1上肢のすべての指を欠くもの、1上肢のすべての指の機能を全廃
- 8 1下肢の機能を全廃、1下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの
- 9 体幹機能に歩くことができない程度の障害
- 10 身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上で日常生活が著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とするもの
- 11 精神障害で前各号と同程度以上



日常生活動作評価表

<ol style="list-style-type: none"> 1 タオルを絞る 2 とじひもを結ぶ 3 かぶりシャツを着て脱ぐ 4 ワイシャツのボタンをとめる 5 座る(正座・横すわり・あぐら・脚なげだしの姿勢を持続する) 6 立ち上がる 7 片足で立つ 8 階段の昇降 <p>ひとりのできる場合 → 0点 ひとりできてもうまくできない → 1点 ひとりでは全くできない場合 → 2点</p>
--

日常生活能力判定表

	0点	1点	2点
食事	ひとりのできる	介助があればできる	できない
用便(月経)の始末	ひとりのできる	介助があればできる	できない
衣服の着脱	ひとりのできる	介助があればできる	できない
簡単な買い物	ひとりのできる	介助があればできる	できない
家族との会話	通じる	少しは通じる	通じない
家族以外との会話	通じる	少しは通じる	通じない
刃物・火の危険	わかる	少しは分かる	わからない
戸外で危険から身を守る	守ることができる	不十分ながら守ることはできる	守ることができない